

止を行った場合および会員規約に定める会員資格の取消を行った場合（以下併せて「一時停止等の場合」といいます。）には、同時にキャッシュカード機能およびKitaca機能を停止できるものとし、当行はキャッシュカード（普通預金）を発行し貸与するものとします。

(3)一時停止等の場合に、当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者がキャッシュカード機能、クレジットカード機能およびKitaca機能等ならびにその他利用停止等に伴って利用者に生じる不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

(4)一時停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等をすることなく、当行および当社の自動機や当社の加盟店等を通じて、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaを回収することができるものとします。利用者は、当行または当社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

13 【再発行手数料等】

(1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの紛失・盗難・破損・汚損および氏名変更等を理由に道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの再発行を申し込む場合には、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって会員規約に定める届出があったものとします。

(2)各社が、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの再発行または前記10に定める機能分離等に応じるときは、各社所定の手続きをした後に道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca、当行所定のカード、道銀VISAカードのうちいずれか一つを再発行または発行します。

(3)前記(2)に定めるカードが再発行または発行される場合には、利用者は、当行および当社所定の手数料を支払うものとします。

14 【情報の管理および同意】

(1)利用者は、当行および当社がその相手方に対して、または当行もしくは当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの発行、交付、その他道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、道銀VISAカード会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

(2)利用者は、当行と当社との間において、以下の目的・範囲内で、利用者に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

①目的

道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの発行・交付、ならびに当行および当社が利用者の管理を行うため

②情報の範囲

入会申込書等に記載された利用者の属性情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先など）およびその変更内容、決済口座番号、クレジットカード会員番号、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaについての利用者に関する情報（当社の審査結果・会員資格の取消の事実等）、利用者と当行および当社との取引内容

(3)当行、当社および情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた利用者の情報を、厳正に管理するものとします。

15 【目的範囲内の情報提供および同意】

(1)利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当社が当行に提供することにあらかじめ同意するものとします。

①目的

A 当行が、利用者へ預金・投資信託・ローン等の当行が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため

B 当行が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

②情報の範囲

当社が保有する利用者の取引内容に関する情報（前記14の内容に加えて、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの利用状況・ローン残高等を含むものとします。）

(2)利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当行が当社に提供することにあらかじめ同意するものとします。

①目的

A 当社が、利用者へクレジットカード・ローン等の当社が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため

B 当社が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

②情報の範囲

当行が保有する利用者の取引内容に関する情報（前記14の内容に加えて、預金・投資信託・住宅ローン等の内訳およびその残高、各種サービスの契約状況等を含むものとします。）

(3)利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、各社が保護措置を講じたうえで相互に提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

①目的

A 道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの発行、利用者の管理、サービスの提供を行うため

B 各社の商品・サービス等の研究・開発を行うため

- C 各社の商品・サービス等に関する各種ご提案・ご案内をするため
- D 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため
- E 利用者への取引上必要な連絡および取引内容の確認、その他、利用者とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

②情報の範囲

- I 上記ABCDを利用目的とする場合
当行および当社からJR北海道に提供される情報

「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca入会申込書」に記載されたカナ氏名、性別、生年月日、および紛失情報等。

- II 上記Iを利用目的とする場合

- a 当行および当社からJR北海道に提供される情報
前記Iの各項目
- b JR北海道から当行および当社に提供される情報

Kitaca機能の使用に関する情報

(4)各社は前記(1)(2)および(3)により提供を受けた利用者の情報を厳正に管理するものとし、各社のみが利用するものとします。

(5)利用者が本条項に定める情報交換・利用に同意するときは、当社所定の書面により届出を行うものとします。この場合本条項を適用するものとします。

16 【既存のキャッシュカード（普通預金）の取扱い・クレジットカード機能の提供を認めない場合のキャッシュカード（普通預金）の取扱い】

(1)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの申込前に、既に発行されているキャッシュカード（普通預金）は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaのキャッシュカード機能を利用した後、あるいは利用しない場合も当行所定の日に失効するものとします。この場合、利用者は速やかにキャッシュカード（普通預金）を適正に廃棄するものとします。

(2)当社がクレジットカード機能の提供を認めない場合、当行は道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの申込の内容により、当行所定のキャッシュカード（普通預金）を発行するものとします。

17 【規定の適用】

本規定に特段の定めがない場合は、「普通預金規定」、「総合口座規定」、「キャッシュカード規定」、「ICキャッシュカード特約」、「デビットカード取引規定」、会員規約、「Kitacaに関する特約（道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca）」、その他各社の定める規定を適用するものとします。

18 【本規定の変更等】

(1)本規定の各条項、キャッシュカード機能、クレジットカード機能およびKitaca機能は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更で

きるものとします。

- ①当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- ②変更内容を当社から通知すること、もしくは新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当社から通知もしくは新規定を送付した際に定める相当期間を経過した日から適用され、利用者が道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaを利用した時（以下「通知後のカード利用日」といいます。）に、その変更内容を承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。

以上
(2018年9月改定)

道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca（道銀VISA）規定

北海道銀行
道銀カード
JR北海道

株式会社北海道銀行	道銀カード株式会社
お問い合わせは、お取引店まで、 TEL(011)241-1872(代)	〒060-0062 札幌市中央区南2条西2丁目14番地

2022.3 D